

たまかかわ 2005 1

空と緑“新”呼吸する 広報TAMAKAWA No.461
<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>



謹賀新年

(中村池より)



迎春 新年のごあいさつ



玉川村長
車田次夫

玉川村が誕生して50年 新しい世代に誇りをもてる ふるさとづくり

新年あけましておめでとう
ございます。
輝かしい新年を迎えられ、
村民の皆様にご慶びを
申し上げます。
昨年は、村政各般にわたり
温かいご支援、ご協力を賜り、
おかげさまで諸事業が計画通
り推進できましたこと、心か
ら感謝申し上げます。
昨年を振り返りますと、全
国各地において度重なる台風
や記録破りの異常高温、秋の
長雨など各地で大きな被害を
もたらしました。また、10

月には新潟県中越地震が発生
し、甚大な被害を受けたこと
ろであります。いまだに多く
の方々が避難生活を強いられ
ており、以前のように安心し
た生活が送れるよう、一日も
早い災害復旧が図られること
を願っております。
また、経済環境、自治体を
取りまく環境は依然として厳
しい状況が続きました。地方
自治体にとりまして、国庫負
担金の削減、税源移譲、地方
交付税の改革など、いわゆる
三位一体の改革に全力で取り

組んだ年でありました。明治
以降を考えてみますと、僅か
ではありますが、初めて国か
ら地方に税源が移譲されるこ
うことは大変画期的なこと
であり、どうか改革の一步
を踏み出すことができました
ことは、大きな意義があるも
のと考えております。
村内においては、県下消防
操法大会において川辺分団が
準優勝、また、ふくしま駅伝
では初の村の部入賞、そして
小学生、中学生が各種大会や
コンクールなどで上位入賞を
果たすなど、若い世代の活躍
が目立った年でもありました。
今年も玉川村が誕生して
50年という記念すべき年に
あたります。

現在の社会環境は価値観の
多様化、少子高齢化、高度情
報化などによりあらゆる面
で大きな変革の時を迎えており、
今までは違った社会システ
ムの構築が迫られております。
50年という節目の年を迎
え、村民の皆様と一緒にこれ
までの玉川村の歴史を振り返
るとともに、これからの新し
い世代に誇りをもって継承で
きる玉川村を築いていかな



新年あけましておめでとう
ございます。村民の皆様には
希望に満ちた輝かしい新春を
迎えましたこと心からお慶び
申し上げます。新しい年が玉
川村に繁栄をもたらす素晴ら
しい年となりますよう心から
願うものでございます。

2004年を振り返ります
と、夏の猛暑、秋の長雨とか
つてない数の台風の上陸な
ど、異常気象による災害、ま
た、新潟県中越地震によつて
甚大な被害を被るなど天災に
苦しめられた年でありまし
た。

い兆しが見えて来たところで
ありますが、年末に発表され
た日銀の企業短期経済観測調
査によりますと、大企業製造
業が9月に比べ4ポイント低
下としており、今なお不透明
な状況にあります。
また、地方自治体を取り巻
く情勢は、極めて厳しい状況
にあります。国が示した地方
分権は、自治体の自主性を基
本に自己決定、自己責任の名
の下に自らの創意工夫によつ
て、個性的な地域づくりが出
来るようするためのものでは
あります。

原自動車道の早期全線開通や
集落排水事業の推進、就業対
策、生活基盤の整備、産業の
振興、教育文化の向上など課
題が山積しており、取り組み
が必要となっております。
議会としましては、合併問
題を重要課題と位置付け、こ
れらに対処するため、市町村
合併問題等調査特別委員会を
設置し、将来の村づくりに禍
根を残さないための調査研究
を進めており、これら当面す
る課題と共に取り組んでいる
ところであります。

昨年、村議会議員の改選が
あり、私も議長と言う重責を
担うこととなりましたが、村
民の皆様のご支援と御協力を
賜り、スムーズな議会運営に
精励できましたこと厚く御礼
申し上げます。

一方、国内の経済の動向は、
IT関連企業を始めとしてデ
ジタル家電、自動車産業など
が好調なことや、金融機関の
不良債権の整理も進みつつあ
ることから景気が回復基調に
あると言われ、ようやく明る

ところが、三位一体改革の
中身は税財源の移譲はおろ
か、地方交付税が大幅に縮減
され、地方分権推進のための
改革とは程遠い内容となつて
おり、地方自治体は税収の大
幅な落ち込みと財源不足に
よつて、窮地に追い込まれ、
深刻な事態となつておりま
す。このような状況から、わ
が玉川村の財政も益々厳しく
なることは必至であり、一段
と踏み込んだ行政改革の推進
と財政再建が急務となつてお
ります。

村においても、玉川村合併
50周年に当たる本年は、行
政制度や組織など大きく変わ
ろうとしており、重要な年
なるものと考えております。
村民の皆様が明るく健康で
安心して生活できる地域、躍
動する玉川の新しい歴史の
創造のため、全力を傾注し、
議会の役割を果たしてまい
りたいと考えておりますので、
今後ともご支援とご協力をお
願い申し上げますと共に、皆
様の益々のご健勝とご多幸を
お祈り申し上げます。

躍動する玉川の 新しい歴史の創造のため



玉川村議会議長
須田福広

こうした中で、あぶくま高

さつといたします。

自動車リサイクル法がスタート

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）が1月からスタートしました。

自動車リサイクル法とは、使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るための法律です。現状のリサイクルの障害となっている部分について、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなります。具体的には、エアコンの冷媒として使われていて、大気放出されると地球環境を破壊する「フロン類」、爆発性がある処理の難しい「エアバッグ類」、使用済自動車から有用資源を回収した後に残る大量の「シュレッダーダスト」の3つについて、自動車メーカーがリサイクルすることになります。

このようなリサイクルに必要な費用については、自動車ユーザーの方々に負担していただきます。

Q リサイクル料金っていくら？

A：クルマのメーカー、車種によって、1台ごとに違います。シュレッダーダストの発生見込量やフロン類・エアバッグ類の装備状況などによって決まります。具体的な金額は、自動車メーカー・輸入業者各社が公表していますので、各社のホームページなどでご確認ください。

Q リサイクル料金はいつ払えばいいの？

A：リサイクル料金は、今年の1月以降にお支払いいただきます。新車を購入する時は購入時にお支払いください。今お乗りのクルマは、1月以降の最初の車検時まで、車検を受けずに廃車する場合は廃車時にお支払いをお願いします。

なお、車検時や廃車時のリサイクル料金の支払いは、整備事業者などに代行を依頼することができます。この場合、リサイクル料金とは別に手数料や費用がかかることがあります。

※リサイクル料金は国の指定を受けた資金管理法人である（財）自動車リサイクル促進センターが安全・確実に管理します。



Q クルマ1台に対して、リサイクル料金は1回払えばいいの？クルマを売ったりしたら、リサイクル料金はどうなるの？

A：資金管理法人（財）自動車リサイクル促進センターへのリサイクル料金の支払いは、クルマ1台につき原則1回限りです。

また、リサイクル料金支払い済みのクルマを、廃車ではなく中古車として売った場合は、車両価値金額に加えて、支払っていたリサイクル料金を、中古車売買代金の中に含めて、次の所有者から受け取るようになります。

なお、リサイクル料金支払い済のクルマを中古車として輸出した場合は、一定の手数料を差し引いた上で、申請に応じて支払った料金が資金管理法人から返還されます。

Q 支払ったリサイクル料金は何に使われるの？

A：クルマのリサイクルの障害になっているシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクル適正処理のために使われます。また料金の一部は、リサイクル料金の管理や、廃車処理の情報管理にも使われます。

大切な地球環境を守るために、クルマの所有者に果たしていただく重要な役割だということにご理解をお願いいたします。

塩野	塩石	近内	西舘	青山	大野	塩澤	小林	大竹	大木	鈴木	西川	溝井	曲山	矢部	小針	民生児童委員
澤口	田森	藤内	道舘	英山	律野	光澤	好林	信竹	トミヨ	吉博	美枝子	貞光	貞夫	貞一	芳枝	民生児童委員
節子	彦男	豊藤	道夫	英舘	聰子	茂好	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎	須崎
(南須釜)	(四辻新田)	(山小)	(山吉)	(北須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)	(南須釜)

玉川村民生児童委員がこのほど一斉改選され、12月7日に新しい委員18名に厚生労働大臣と福島県知事からの委嘱状が交付されました。今回委嘱されたのは次の方々で、任期は平成16年12月1日から3年間となります。

民生児童委員に委嘱状

所得申告相談が始まります

住民税や所得税の申告時期を迎えました。村では個人宛に申告案内通知書を送付し、相談業務を行っております。なるべく指定された日に申告をされますようご協力をお願いいたします。

申告をしていただく方

平成17年1月1日現在で玉川村に住所があり、平成16年中に所得があったすべての方が申告しなければなりません。主な該当者は次のとおりです。

- ①農業、商業、サービス業などの事業を営んでいる方
- ②土地や建物を買った場合の譲渡所得がある方
- ③2ヶ所以上から給与などの支払いを受けた方や、途中で会社等を辞めた方、給与の他にも所得のある方（農業、地代、家賃、年金等）
- ④年金所得者
- ⑤雑損控除や医療費控除、住宅所得特別控除を受ける方
- ⑥一定の所に勤務していない方、または勤務先から役場へ給与支払報告書が提出されていない方
- ⑦前年中に病気や失業中で全く所得のなかった方も、その旨を申し出てください。

申告に持参するもの

- ①申告案内通知書
- ②印鑑、申告者の金融機関等の口座番号及び通帳印
- ③会社員や日雇いなどの給与所得の方は、源泉徴収票又は事業主の支払証明書
- ④事業所得者は収支内訳書、所得計算に必要な帳簿書類等
- ⑤農業所得者は収支計算ができる記帳してある帳簿等
- ⑥国営土地改良母畑地区事業償還金等の領収書と運営賦課金領収書
- ⑦年金所得者は公的年金等の源泉徴収票
- ⑧生命、損害、個人年金の保険料控除証明書
- ⑨医療費控除を受ける場合は、支払った領収書
- ⑩国民年金保険料の領収書
- ⑪会社等を辞め、社会保険の任意継続をされている方は、支払った社会保険料の領収書
- ⑫申告をされる方及び扶養する方が障害をもっている場合は、障害者手帳等
- ⑬譲渡所得のある方は売買契約書及び公的機関が発行する証明書

申告相談日程表

◆申告会場

西部地区：就業改善センター 2/9～3/1
 東部地区：須釜公民館 3/2～3/15

◆受付時間

午前：9時～11時
 午後：1時～4時

2月	該当地区	3月	該当地区
9日(水)	蒜 生	1日(火)	竜崎(午前)
10日(木)		2日(水)	
14日(月)	川 辺	3日(木)	南 須 釜
15日(火)		4日(金)	
16日(水)		7日(月)	南 須 釜(午前) 四辻新田(午後)
17日(木)	小 高		
18日(金)		8日(火)	
21日(月)		9日(水)	北 須 釜
22日(火)	中	10日(木)	
23日(水)		11日(金)	吉
24日(木)	岩 法 寺	14日(月)	山小屋・山新田
25日(金)		15日(火)	該当日に申告できなかった方
28日(月)	竜 崎		

住宅取得特別控除を受ける方へ

- ①住宅用家屋の登記簿謄本
- ②住民票
- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ④工事請負契約書(写し)又は建物の売買契約書(写し)
- ⑤源泉徴収票
- ⑥還付金の振込先の口座番号(申告者本人名義)

【増改築の場合】
建築確認通知書(写し)または検査済証(写し)か、増改築等工事証明書

※税務署からの通知があった方は税務署(産業会館：牡丹園向い)で申告する必要があります。
※指定された日に申告できない方は、電話でお気軽にご相談ください。

◆問い合わせ
玉川村役場税務課 57-4622



佐藤忠一さん(南須釜)宅の防火訪問から

一人暮らし世帯を訪問

須賀川消防署では、11月12日に一人暮らしの高齢者世帯を防火訪問しました。秋季全国火災予防運動の一環として行なったもので、消防署員が東北電力の職員とともに、台所などの火の回りや、電気の配線などを細かくチェックし、防火の点検とアドバイスを行いました。当日は在宅介護支援センターの職員も同行し、健康状態などについても聞き取りました。



高齢者代表で提言を行なった小林五芳さん(竜崎)

交通安全功労者など表彰



交通安全優良校の表彰を受けた川辺小

第9回石川地方交通安全大会が、11月16日に古殿町で開催され、石川地方の交通関係者など約500人が出席しました。大会では、最初に交通事故の犠牲者に対して黙とうをささげ、その後交通安全の推進などに功績があった方々に対する表彰式が行われました。続いて、小中学生、運転者、母親、高齢者のそれぞれの代表が交通安全を提言しました。また、交通事故撲滅への大会宣言の採択も行われました。表彰式での受賞者は次の方々です。

- 交通安全功労者「緑十字銅章」
 - 優良運転者 石森 和二
 - 県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰
 - 優良運転者 真弓 一治
 - 交通安全優良学校 川辺小学校
- 交通安全立看板コンクール 優秀賞 泉中学校

知事を囲む懇談会

12月3日に石川町で知事を囲む懇談会が開かれ、石川管内から主婦、会社員など様々な職業の方8名が出席、佐藤県知事とそれぞれが抱えている問題などについて懇談しました。玉川村からは、円谷兼一さん(南須釜)と佐藤清子さん(蒜生)の2人が出席し、円谷さんは環境問題、佐藤さんは子育て、学校教育などの問題について、佐藤知事と意見交換をしました。



参加者全員で記念撮影(前列右から円谷さん、佐藤さん、佐藤知事)

教育問題を話し合う



様々な問題について意見を交わす出席者

玉川村PTA連絡協議会主催による玉川村教育懇談会が12月8日、マーヴェラス末広で開催されました。懇談会は教育に関する諸問題について関係者が話し合い、共通の問題として理解していくことを目的に開催。村内小中学校のPTA及び校長、議会、村関係者などが出席しました。懇談会では、地域、家庭、学校の連携についてなどのテーマで意見を交わしました。



今回配備された消防車を先頭にパレード

科学消防車を追加配備

12月15日、福島空港に科学消防車が追加配備され、安全祈願祭と配備式が行われました。福島空港には、すでに2台の科学消防車と給水車などが配備されていますが、便数が増えたことなどから、今回追加配備されました。

安全祈願祭では、空港関係者などが玉ぐしをささげ、安全を祈願。続いて行われた配備式では放水訓練などを行いました。



かわいい演技に拍手を送る入所者

ミニバスケット大会で熱戦

玉川村体育協会会長杯ミニバスケットボール大会が、12月4日、5日の両日、文化体育館で開催されました。大会には12チームが参加。初日は予選リーグを行い、各ブロック上位2チームが2日目の決勝トーナメントに進みました。本村から出場した玉川ミニバスケットチームは、見事予選リーグを突破。決勝トーナメントでも善戦しまし



素晴らしいプレーが繰り広げられた大会

たが、惜しくも入賞はなりませんでしたが、

村民卓球大会開催

第21回玉川村民卓球大会が12月12日、玉川村体育センターで開催されました。大会は、ダブルス、男女シングルス、小学生の部で争われ、それぞれ白熱した試合が繰り広げられました。

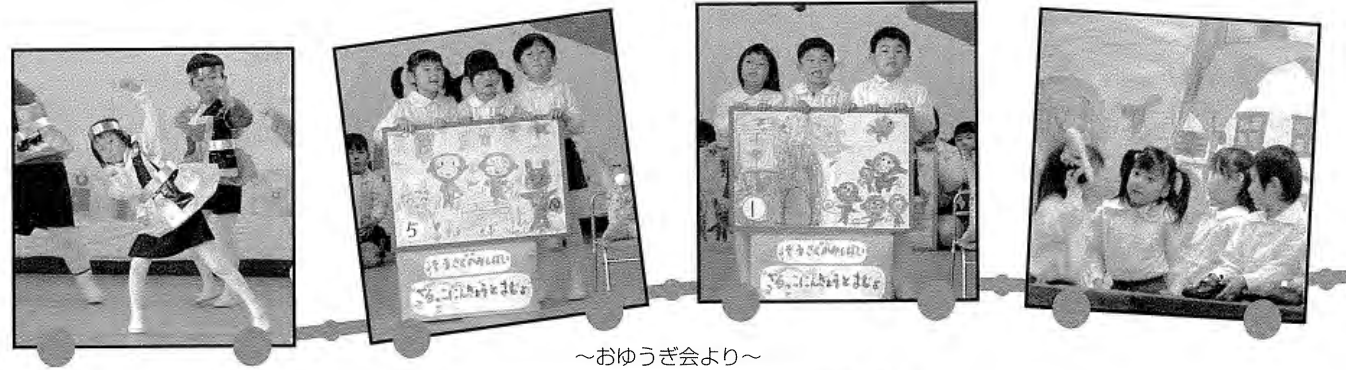
各部門の優勝者は次のとおりです。
ダブルス 車田康文・奥野憂祐
シングルス 男子 車田康文 女子 大野亜希
小学生 草野由紀



楽しみながらも真剣に試合する出場選手

たまかわ荘を訪問

泉保育所の子ども達が、12月17日にたまかわ荘を訪れ、入所者に歌や踊りなどを披露しました。元気いっぱいの子ども達の様子を見てもらい、入所者に元気になってもらおうと行なったものです。会場となったホールには、大勢の入所者や施設関係者が集まり、子ども達のかわいい歌声などに、笑みをうかべながら拍手を送っていました。きっと、みんな元気になったことでしょう。



～おゆうぎ会より～

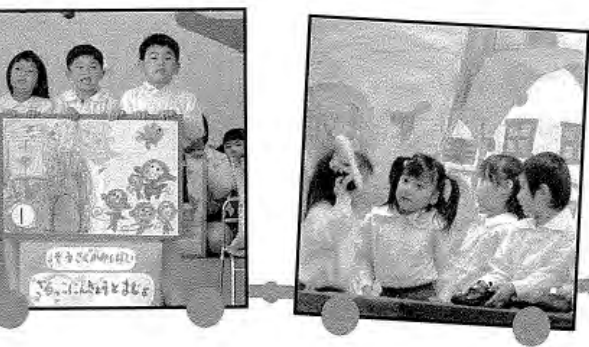
お知らせ

法務なんでも無料相談所 開設について

- 法務局では、次により「法務なんでも無料相談所」を開設いたします。秘密は厳守されますのでお気軽にご相談ください。
- ◆日時 2月6日(日) 午前10時から午後4時
 - ◆場所 福島地方務局白河支局 (白河小峰城合同庁舎内)
 - ◆内容 登記の手続き、土地の境界問題、遺産相続、地代・家賃等の供託、戸籍・国籍、夫婦・家庭内の問題、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシャル・ハラスメント、障害者の差別問題 など
 - ◆電話による相談もお受けします
☎024-534-2021 ☎024-536-1155
☎024-536-1174
 - ◆問い合わせ 福島地方務局白河支局 ☎0248-22-1201

国民年金の 第1号被保険者の皆様へ

- 国民年金基金は、国民年金保険料を納めている方が、国民年金にプラスして年金を受け取るための公的な年金制度です。ご加入された方には税制などの面でも様々な特典があります。
- ◆国民年金基金の特徴
 - ①掛金は将来も一定です
加入時の掛金は変わりません。また、年金額を増やしたい時などには、月々の掛金を口数単位で自由に増減でき、無理なく将来に備えることができます。
 - ②掛金は全額所得控除で税金が有利です
掛金は、全額所得控除(社会保険料控除)の対象となり、その分所得税が安くなります。
 - ③掛金は確実に年金になり一生受け取れます
国民年金基金は終身年金を基本としています。お預かりした掛金は積み立て、中長期的な視点で安全かつ効率的に運用します。年金は公的年金等控除の対象となり有利です。
 - ◆問い合わせ 福島県国民年金基金
フリーダイヤル ☎0120-65-4192



須賀川税務署からのお知らせ

- 《申告相談会場について》
須賀川税務署では、平成16年分確定申告相談会場を、昨年同様「須賀川市産業会館」に開設することにいたしました。相談の必要な方は今から準備をされて、早めに相談・申告されますようお願いいたします。
◆開設期間 1月31日から3月15日まで
- 《個人事業者の方へ 消費税が変わりました》
◆平成17年分から
①事業者免税点の上限が、3,000万円から1,000万円に引き下げられました。
この判定は、前々年の課税売上高により行いますので、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えている事業者は、消費税の課税事業者となります。
②簡易課税制度の適用上限が、2億円から5,000万円に引き下げられました。
◆消費税の課税事業者となった場合には
①消費税課税事業者届出書の提出が必要です。
②消費税の申告及び納付が必要です。
③消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保存が必要です。
◆問い合わせ 須賀川税務署 ☎0248-75-2205

監視区域の指定がなくなります

- 平成17年1月14日から、国土利用計画法に基づく監視区域の指定がなくなります。
- 玉川村の全域において監視区域の指定がなくなり、事前届出が不要となります。
- なお、監視区域がなくなっても、5,000㎡以上の土地取引には事後届出が必要です。届出は契約締結後2週間以内に役場企画財政課まで届け出てください。
- ◆問い合わせ 企画財政課 ☎57-4629



～おゆうぎ会より～

お知らせ

福島県内の最低賃金が 改正されました

最低賃金(産業)名	最低賃金額(1時間)	効力発生年月日
福島県最低賃金額 (下記5産業を除く全産業)	611円	16.10.1
非鉄金属製造業	715円	16.12.1
電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業 電子部品・デバイス製造業	676円	
輸送用機械器具製造業	710円	
精密機械器具製造業	704円	
自動車小売業	703円	

- 福島県内の事業場で使用されるすべての労働者(パートタイマー、アルバイト)に適用されます。
- 詳しくは福島労働局賃金室(☎024-536-4604)又は、最寄りの労働基準監督署にお訪ねください。

本人確認へのご協力をお願い

- 日本赤十字社では、患者さんが安心して輸血を受けられるよう、高感度検査法の導入や、問診強化等を図り、ウイルス等の感染を防いでまいりました。
- しかし、最先端の検査方法によっても血液中の微量のウイルスは検出できないことがあるため、まれに患者さんに輸血を介して感染するリスクがあります。
- 一部の献血者において、氏名等を偽って献血する方や、ご自身が感染症に感染しているかを確認するため、献血される方がいらしゃいます。このようなことから、輸血用血液の安全性をさらに向上させるため、本人であることを示すこと(本人確認)によって「自ら提供する血液は安全である」という意識を持って献血されるようお願いしております。
- 献血受付の際に、ご自身を証明できるものの提示にご理解、ご協力をお願いします。
- ◆ご提示いただく物の例
 - 運転免許証 ●パスポート ●健康保険証

この本がおすすりめです

「ちいさな赤いとうだい」

著者：ビルガード・H・スウィフト
発行：BL出版 対象：幼児及び小学生

小さな赤い灯台と大きな灰色の橋、それぞれに役割を持ち、船や飛行機、人々の安全を守っている。その力や存在の意味は体の大きさや光の強さで比べられるものではない。小さなことでもできることを精一杯やることで自分を表現し、周りの人々を勇気づけたり、道しるべとなったりできるということを感じることができる作品。



募集

電気通信サービスモニター募集

- 総務省では、電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただくため、電気通信サービスモニターを次のとおり募集します。
- ◆応募資格
電話・インターネット等の電気通信サービスに関心がある満20歳以上の方。(総務省及び電気通信事業社に勤務経験のある方、及びその家族を除く)
 - ◆活動内容
①総務省が実施するアンケート調査(年2回)への回答(全員)
②各地域で総務省が開催するモニター会議への出席(別途出席をお願いする方)
 - ◆委嘱期間
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで
 - ◆募集期間
1月20日から2月21日まで
 - ◆応募方法
郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別、職業、応募の動機及びモニター会議参加希望の有無を記入し、はがき又はファックスでご応募ください。
 - ◆応募先・問い合わせ
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23
東北総合通信局 電気通信事業課
☎022-221-0628 Fax022-221-0613

1月2月の健康ごよみ

- ◆1月
 - 17日(月) 子育て何でも相談日 保
午前9時～午後4時
 - 18日(火) 三種混合予防接種 保
午後0時45分～1時15分
 - 19日(水) 3～4ヶ月児健診 公
午後1時30分～2時
新米パパの育児教室 保
午後6時30分～
 - 20日(木) 献血 役場
午後1時～5時
 - 21日(金) 1歳児お誕生相談会 保
午後1時～
 - 26日(水) 育児教室 保
午後1時30分～
 - 28日(金) 保健センター健康教室 保
午前9時30分～
3歳児健診 保
午後1時～
- ◆2月
 - 4日(金) 1歳6ヶ月児健診 保
午後1時～
9～10ヶ月児健診 保
午後1時30分～
 - 10日(木) すくすくクラブ 保
午前10時～
 - 15日(火) 三種混合予防接種 保
午後0時45分～1時15分
 - 16日(水) 3～4ヶ月児健診 公
午後1時30分～2時

保：保健センター 公：公立岩瀬病院

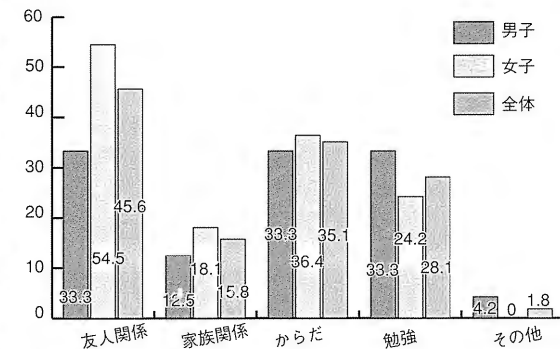


こんにちは保健師です

【シリーズ思春期保健(小学生編)⑦】

今月は、子ども達がどんなことで悩んでいるかという事についてお伝えします。

アンケート調査では35%の児童が悩みがあると答えており、悩みの内容については下記のような結果となりました。



最も多かったのは「友人関係のこと」、次いで「からだのこと」でした。

今回のアンケートから、今後は学校保健と連携しながら悩みの詳細の把握に努め、子ども達に対して集団や個別等どのような支援方法が適当か、対応策や相談体制について検討していく必要があります。



～おゆうぎ会より～

文芸



花愁短歌会玉川支部詠草集

—— 村民館

ハイハイもお座りもして一人立ち繰り返す孫に秋の日は差す
奉公の精神ボランティアに認めつつ懐かしみおり戦時の日本を
朝露に肌を光らせ露地トマト桃太郎なる顔連ねたり
育みし桃も一夜の台風に落ちて畑は血の色を敷く
人生の賞味期間は未々の腕に頭ち来るおふくろの味
あかんべえして逃げてゆく女の児後に転げし山梔子一つ
ふるさとを愛しみ語る翁あり眸は澄みて草原のよう

川崎 雄子
吉田 英祐
真弓 はん
小針 愛子
小針みね子
小針 登里
吉田ハツ子
小針 登里

20歳になったら国民年金

成人式を迎えられた皆さん、おめでとございます。
若い皆さんに「年金」といっても、「まだまだ先のこと」という認識ではないでしょうか。

しかし、老後はだれにでも平等に訪れるものです。「人生80年時代」と言われる現代の日本では、20歳から60歳までの現役世代が、65歳以上の先輩たちの老後を支える「公的年金制度」が設けられています。

日本に住む20歳から60歳までの方は、必ず公的年金に加入し、保険料を納めることが義務となっています。20歳になった皆さんも、すでに厚生年金や共済年金に加入している方を除き、成人の責任として、国民年金への加入の手続きを忘れず行ってください。

なお、国民年金には、保険料の支払いが困難な場合には、申請により保険料が免除される制度や、学生の場合は保険料を後払いにできる納付特例の制度がありますので、希望される方はこの申請も忘れず行ってください。

公的年金は、老後の保証だけでなく、万一の場合の障害や死亡に対する保証もしています。

社会を支える一員として、公的年金への加入、保険料納付、よろしくお願ひいたします。

社会保険事務所出張相談日程表

場所	石川町労働青少年ホーム会議室	須賀川市体育館会議室	開催時間
2月	17日(木)	10日(木) 24日(木)	10:00～ 15:00
3月	17日(木)	10日(木) 24日(木)	

年金の受給手続など、お気軽にご相談ください。
※年金手帳、基礎年金番号通知書をご持参ください。

寄付ありがとうございます

下記の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

(村社会福祉協議会)

記
岩法寺の大竹正光さんから
北須釜の関根ハナコさんから
四辻新田の関根正一さんから

おくやみ申し上げます

(12月届出分)

地区名	死亡者	世帯主名
中	関根 傳藏	傳藏 正光
岩法寺	大竹 正雄	資郎 正一
北須釜	関根 資郎	
四辻新田	関根 イワ	



お誕生おめでとうございます

(12月届出分)

地区名	出生児氏名	保護者名
川 辺	塩田 光大	敬 賢司
小 高	首藤 煌河	嘉重 至
岩法寺	草野 優愛	和至 明
竜崎	遠藤 理彩	明 勇
南須釜	大木 翔太郎	幸 洋
〃	馬 上 翔太郎	
山小屋	石 森 結羅	

今月の納税

国民健康保険税 第7期分
村 県 民 税 第4期分

【納期限は1月25日(火)です。忘れずに納めましょう】

村のようす

(17年1月1日現在)



- 1,946戸(+5)
- 7,629人(+12)
- 3,797人(+4)
- 3,832人(+8)

仁 公 美 枝 華 真 知 春 恵 由 記 仁

今月のスナップ

今月のスナップは、12月に行われた、幼稚園、保育所、児童館のおゆうぎ会の模様をご紹介します。
おゆうぎ会は、いずみ、すがま幼稚園が4日、須釜児童館は翌5日、泉保育所は11日に行われました。子ども達のかわいい演技をご覧ください。



いずみ幼稚園



須釜児童館



すがま幼稚園




泉保育所



泉保育所

東京玉川会コーナー


心に残る我がふるさと
『わが青春に悔いはなし』
 千葉県浦安市
 小林 功さん
 (竜崎出身)



新年明けましておめでとございます。
 昨年は、オリンピックの感動も束の間、相次ぐ台風の上陸、日本を震撼させた新潟中越地震の発生と大変な年でしたが、今年には御家族ともどもよい年でありませうとお祈り申し上げます。
 今回、2度目の寄稿依頼、拙文を呈したいと存じます。
 昭和34年に上京するまでの20年間にふるさと、玉川で育ち生涯の精神的基盤がここで芽生えた。戦中、戦後を物資が乏しく、何ひとつ娯楽環境もない厳しい時代を栄養失調にも遭わず、不良少年にも走らず、親の背を見ながらひたすら生き抜いてきた。
 当時、親の存在は大きく、学業の傍ら家事労働を通じて

「逆境に強く、正しく生きる」手ほどきを受け、真つ当な人間にと導かれもした。
 一方では、子供心に大いに遊びたい、映画のような冒険も、淡い恋も、また、学校ではスポーツに熱中したいと夢を漲らせたが、満足の結果も得ずして徐々にではあるが大入への道へと歩み始めた。
 ふるさとを後にして45年。現在は、軽業勤務の傍ら拙い短歌に意を注ぎ、週末はテニスに汗し、時間に余裕があれば国内小旅行へと老けない策に取り組んでいる。
《最近の旅行詠から》
 あふぎみる目前迫りく大瀑布
 勢ひ増して谷底を打つ
 終りに、皆さまのご幸運を紙上よりお祈り申し上げます。